

2027 さっぽろ雪まつり「準公式記念品」選考の基準と取扱について

さっぽろ雪まつり実行委員会

1 準公式記念品の認定

さっぽろ雪まつり実行委員会（以下「実行委員会」）は、さっぽろ雪まつり公式記念品（以下「公式品」）のほか、実行委員会が認定するさっぽろ雪まつり準公式記念品（以下「準公式品」）を設ける。

2 準公式品の範囲

さっぽろ雪まつりロゴマーク、テキストデザイン、ビジュアルデザイン、ポスターデザイン、キャラクターデザイン及びさっぽろ雪まつりを題材とするすべての記念品（製品）を対象とする。

3 認定基準

準公式品は、さっぽろ雪まつり公式品の販売に支障をきたさないと認められるものについて実行委員会がこれを認める。

- （例）・公式品の商品に類似しない商品である（別紙公式記念品一覧参照）
 - ・公式品の商品と類似しているが、価格等で差別化できる商品である
- ただし、Tシャツについてはこの限りではない。

4 準公式品の取扱

雪まつり会場では、各自の運営する売店もしくは各自の納品する売店に商品を陳列することができるが、実行委員会は商品陳列を斡旋する責を負わない。

雪まつり会場のみならず、自社売店で販売も認める。

製品についてのすべての責は製造者に帰すものとする。

5 申請期間

準公式品の申請に関する申請期間は、2027年1月22日（金）までとする。

6 販売期間について

準公式品の販売期間は、原則として2026年12月11日（金）から2027年2月11日（木・祝）までの間とする。

7 手数料について

実行委員会より準公式品として認められた商品については、売上金額（税込）の4%を準公式品販売手数料として実行委員会に納入すること。

8 売上報告について

2027年2月11日（木・祝）までの販売数量及び販売金額を2月19日（金）までに所定の報告書により提出すること。その際に、雪まつり会場以外の売上も合算して報告すること。